

議員発議案第3号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に押印しなければならない。出席簿は、県議会事務局に備える。</p> <p>2 議員が公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(出席又は欠席の届出)</p> <p>第2条 議員が会議に出席したときは、出席簿に署名又は押印しなければならない。出席簿は、県議会事務局に備える。</p> <p>2 議員が公務、疾病、<u>出産、育児、介護その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>
<p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その副本を第94条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(被要求議員の答弁書)</p> <p>第102条 要求書を資格審査特別委員会に付託したときは、議長は、その副本を第100条の決定を求められている議員（以下「被要求議員」という。）に送付し、期日を定めて答弁書を提出させる。ただし、期日までに提出することができない理由を証して延期を求められたときは、議長は、更に期日を指定することができる。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。